



個人情報保護に関する法律改正と 本市条例の廃止及び新規制定について

新制度の概要と主な違いの紹介

もくじ

- 1 法改正の背景と概要（国の視点）
- 2 本市条例の廃止・制定
- 3 現行制度との主な違い
- 4 法による新規事項

【凡例】

個人情報保護法又は法 . . . 個人情報の保護に関する法律

■ 個人情報の取扱い規律一元化の必要性 - 3つの背景

① デジタル化への対応

デジタル化の進展により、取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避。保護に万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会に監督を一元化

② データ利活用への対応

官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化。異なる基準の林立又は未規定（2,000個問題）による現行制度の不均衡・不整合の是正が必要

③ 国際的な情報流通への対応

国境を越えたデータ流通の増加。EUによるGDPR十分性認定への対応など国際的な制度調和への対応（独立規制機関による監督が求められる）

◆ 2,000個問題とは

- 民間 + 国 + 独法 + 自治体（都道府県 + 市区町村 + 広域連合）でおよそ2,000個の異なる法、条例により個人情報を取り扱われる問題
- 水準にばらつきが生じ、データ流通や大規模災害対策・感染症対策等の区域を越えた事務の支障となりうるとされる

◆ GDPRとは

- 欧州委員会が策定したEU域内及び域内から域外へ移転する個人情報の取扱いに関する規則

■次の法や条例を個人情報保護法に一元化

- ① （旧）個人情報保護法 【民間】
- ② 行政機関個人情報保護法 【国】
- ③ 独立行政法人等個人情報保護法 【独法】
- ④ 各地方公共団体等個人情報保護条例 【地方】

※①に②③が統合され、地方に係る規定が追加される。

■地方は法に基づき個人情報を取り扱うことが求められる

■法は必要最低限の事項についてのみ条例による規定を認める

➤これにより地方公共団体同士の水準を揃える。

⇒本市の対応は次項で説明

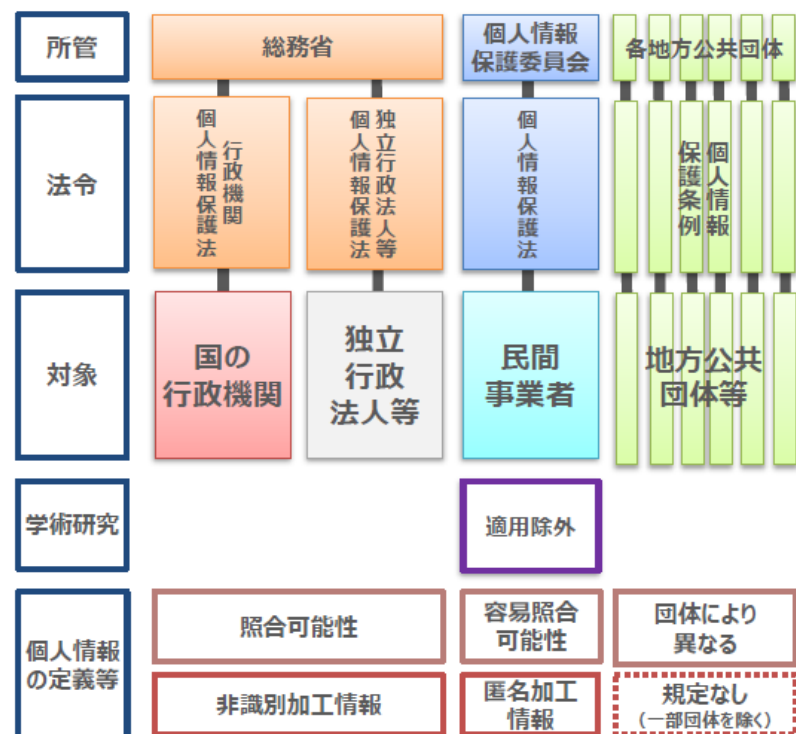
■一元化された規律をもとに、個人情報保護委員会が監視監督する

➤地方においては、事故報告等を同委員会に行うこととなる。

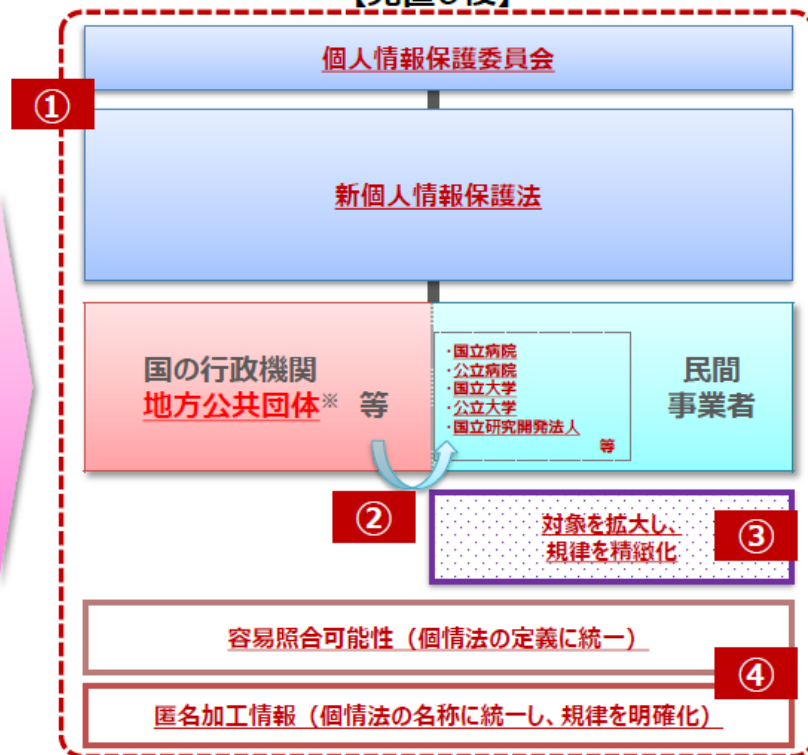
個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



* 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

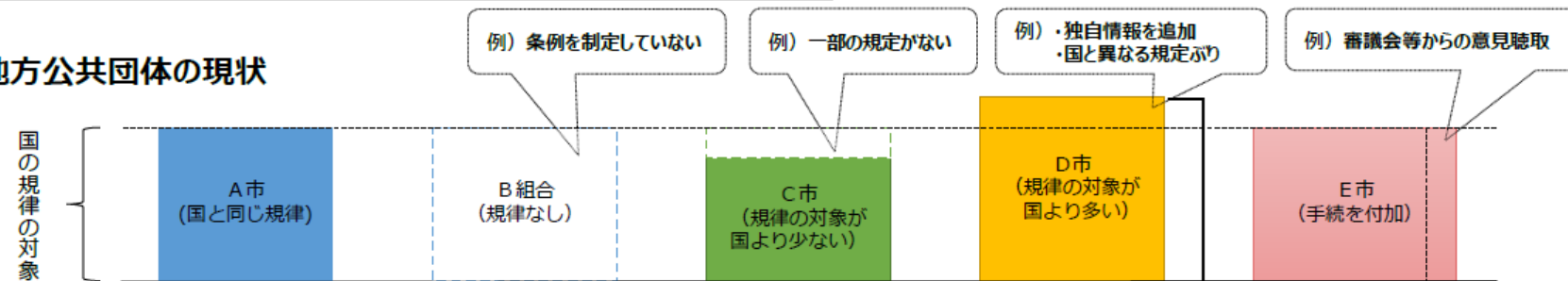
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

■本市の方針

- ① 個人情報保護と活用の両立を図る
- ② 法に規定がある事項は、法に基づき個人情報を取扱う
(条例による独自規定は最小限にとどめる)

■具体的な対応

- 本市は、現行条例を廃止の上、法施行条例を新規制定する
「(仮称)横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」
 - 本市における法の施行に際し、特に必要な事項に限り規定
- 安全管理措置や条例に規定しない細則は、別に定める
 - 規則、要項、要領又はハンドブック等

■条例に定める特に必要な事項（予定）

1. 個人情報取扱事務の登録

現行の個人情報収集事務登録票の登録に相当する制度

2. 保有個人情報開示請求に係る手数料及び費用負担

手数料は無料とし、写し等に係る実費負担を求める

3. 保有個人情報開示等決定の期限関係

法定の30日を現行相当の15日に短縮する。延長期限は45日までとなる

4. 保有個人情報開示決定に対する審査請求の諮問先等

審査請求の諮問先を「情報公開・個人情報保護審査会」とし、その調査権限等について規定する

■条例に定める特に必要な事項（予定）

5. 行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料

行政機関等匿名加工情報利用の提案募集を行う場合のその利用に関する手数料を定める

6. 横須賀市個人情報保護運営審議会に関すること

同審議会の設置及び担任事項を規定する。個別事案の諮問答申が行えなくなる点が現行と異なる

7. 運用状況の公表

現行制度同様に、個人情報取扱事務登録、開示等制度の利用状況、審査請求の処理状況、審議会への諮問状況等を公表する

■ 定義の違い

- ① 「生存する」個人に関する情報が個人情報となる
- ② 他の情報と「容易に」照合でき、特定の個人が識別できる情報が個人情報となる

■ 廃止される事項

- ③ 本人収集原則の廃止
- ④ 要配慮個人情報に係る制限の廃止 ⇒ 安全管理措置の基準策定により対応
- ⑤ オンライン結合制限の原則の廃止 ⇒ 安全管理措置の基準策定により対応
- ⑥ 口頭による開示請求（簡易開示）の廃止 ⇒ 本人への情報提供として対応

■ 取扱いが変わるもの

- ⑦ 利用及び提供の制限に係る例外規定の変更 ⇒ 次ページで説明
- ⑧ 目的外利用の事前諮問の禁止（不要） ⇒ ⑦と関連し次ページで説明
- ⑨ 外部提供の事前諮問の禁止（不要） ⇒ 庁内統一の判断基準を策定予定

■ 民間規定によることとなるもの（一部は市に準ずる）

- ⑩ 市立病院の運營業務における個人情報の取扱い
- ⑪ 受託者による個人情報の取扱い
- ⑫ 指定管理者による個人情報の取扱い

■ 利用及び提供の制限に係る例外規定の変更

次のような場合に、目的外利用が可能とされた（いずれも審議会への諮問や本人への通知が不要 ※ただし、庁内統一の判断基準は設ける予定）

- 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき
- 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき
- 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき

■ 苦情の処理のあっせん等

地方公共団体は、個人情報取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■ 外国にある第三者への提供の制限

外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合、本人同意を得なければならない。

■ 個人情報ファイル簿の作成・公表

保有している個人情報ファイルについて、法その他政令で定める事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

◆ 個人情報ファイルとは

保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために次に掲げるような構成とされたもの

- a. 特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- b. aのほか、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの

新たに次の3種の情報の定義がなされた。

■ 仮名加工情報

他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報

■ 行政機関等匿名加工情報

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの

その利用について各自治体が活用の提案を募集し、募集に応じ事業者等が提案を行う。審査の上提供を決定した事業者等と契約を結び、自治体が情報の加工を行い、提供

■ 個人関連情報

生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報のいずれにも該当しないもの

(具体例：webのCookie、ある個人の位置情報、行政サービス利用履歴)

	個人情報	仮名加工情報 ²¹ (個人情報であるもの)	匿名加工情報
定義	生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は個人識別符号が含まれるもの	他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報	特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの
適正な加工	特定の個人を識別することができる記述等の削除	○	○
	個人識別符号の削除	○	○
	不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除	○	× (規制なし)
	情報を相互に連結する符号の削除	× (規制なし)	○
	特異な記述等の削除	× (規制なし)	○
	個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置	× (規制なし)	○
利用目的の制限等 (利用目的の特定、変更の制限)	・利用目的の特定が必要 ・原則あらかじめ同意	・利用目的の特定が必要 ・利用目的の変更は可能 ・本人を識別しない、本人	× (規制なし)

	を取得しなければ利用目的の変更は不可	に連絡しないこと等が条件	
通知・公表	・利用目的の通知・公表など	・仮名加工情報を取得した場合又は利用目的を変更した場合は、原則利用目的の公表が必要	・匿名加工情報の作成時に匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表 ・第三者提供をするときは、あらかじめ第三者提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目、提供の方法を公表
利用する必要がなくなったときの消去	○ (努力義務)	○ (努力義務)	× (規制なし)
安全管理措置	○	○ (仮名加工情報、削除情報等について義務)	○ (匿名加工情報について努力義務、加工方法等情報について義務)
漏えい等報告等	○	× (対象外)	× (対象外)
第三者提供に係る規律	原則あらかじめ同意を取得しなければ第三者提供できない	原則第三者提供は禁止だが例外(法令に基づく場合、委託、事業の承継、共同利用)あり	第三者提供は可ただし公表義務有
開示・利用停止等の請求対応	○	× (対象外)	× (対象外)
識別行為の禁止	× (識別行為についての規律なし)	○ (識別行為を禁止する規定あり)	○ (識別行為を禁止する規定あり)
本人への連絡の禁止	× (利用目的の範囲内であれば可)	○	— (匿名加工情報を用いて本人への連絡を行うことは不可能)

■漏えい等の国への報告及び本人への通知制度

保有個人情報（以下「情報」という。）の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利権益を害する恐れが大きいものが生じたときは、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない。

本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。

◆個人の権利権益を害するおそれ大きいものとは

次のような漏えい、滅失若しくは棄損（以下「漏えい等」という。）の発生又は発生した恐れのある事態を指す。

- 要配慮個人情報が含まれる情報（高度な暗号化その他の保護措置を講じたものを除く。）の漏えい等
- 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある情報の漏えい等
- 本人の数が100人を超える漏えい等
- 条例要配慮個人情報が含まれる情報の漏えい等（条例要配慮個人情報を定めている場合に限る。）

おわりに

現行条例廃止による本市各条例規則等への影響については、恐れ入りますが、精査中のため本資料には提示しておりません。順次関係規則等の所管に対し、情報提供等のご連絡を差し上げる予定です。

制度変更についてのご質問は、下記担当にてお伺いいたします。

大幅な制度変更につき、今後、ご協力をお願いする機会が増えることが見込まれます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務部総務課情報公開係（市政情報コーナー）個人情報担当

中島、日根 内線1568

（お急ぎでない場合、チャット（日根あて）で対応いたします。）